

平成26年度
芦屋市霊園
使用者募集案内

募集墓地(再貸付墓地) : 50 区画

(面積:1.44 m²~30 m² 使用料:1,080,000 円~45,000,000 円)

申込受付:平成26年9月11日(木)~平成26年10月10日(金)

公開抽選 : 平成26年11月13日(木) 午後1時30分~

使用許可 : 平成27年2月1日(日)

申込みから使用許可までの手続きの流れ

募集案内の配布	<u>平成26年9月1日(月)～</u>
申込受付(P3)	<u>平成26年9月11日(木)～10月10日(金)(10月10日当日消印有効)</u> 芦屋市役所市民生活部環境課まで郵送してください。 受付後、申込者宛に抽選番号通知書(はがき)をお送りします。(10月24日(金)頃発送)
公開抽選(P4)	<u>平成26年11月13日(木) 午後1時30分～</u> 場所：芦屋市役所 消防庁舎 3階多目的ホール(参加自由)
抽選結果の通知(P5)	<u>平成26年11月20日(木)までに</u> 申込者宛に抽選結果通知書(はがき)でお知らせします。(当選・補欠・落選のいずれか)
使用許可申請(P5)	<u>平成26年11月27日(木)・28日(金)</u> 場所：芦屋市役所 北館2階 会議室3
使用料・維持費の納付(P5)	<u>納付期限：平成26年12月26日(金)</u> 芦屋市の指定する金融機関窓口で、一括で収めてください。 使用料は永代、維持費は平成26年度分の月割り相当額
使用許可(P5)	<u>平成27年2月1日(日)</u> 霊園使用許可証を郵送します。
墓石、巻石等建立	<u>建立期限：平成28年1月31日(日)</u> 霊園使用許可証交付後、墓地を使用することができます。 使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を建立してください。

追加募集(P6)	<u>平成27年1月13日(火)～1月23日(金)(予定)</u> 上記募集の補欠当選者及び落選者を対象に、空墓地がある場合は追加募集のご案内をいたします。
----------	---

募 集 墓 地

▼再貸付墓地 50区画

再貸付墓地は、霊園使用者（霊園の使用許可を受けた者）が使用をしなくなったため、市に返還された墓地です。区画面積は、**1.44㎡**から**30㎡**までの種類があります。

○墓地募集区画数及び使用料

種 類	面 積(㎡)	区画数	1㎡当たり使用料	使用料(永代)
再貸付墓地	1㎡～6㎡未満	15	75万円	108万円～375万円
	6㎡～12㎡未満	20	112万5千円	675万円～1,332万円
	12㎡以上	14	150万円	1,800万円～4,500万円
	芝生霊園(9㎡)	1	112万5千円	1,012万5千円

『募集墓地区画一覧表』（7～9ページ）及び『募集墓地区画位置図』（11～12ページ）をご覧ください。

なお、募集墓地については、区画番号、面積を現地に標示しております。現状で貸付けしますので、必ず現地をご確認ください。

申 込 資 格

申込みをされる方は、次の(1)～(4)すべての項目に当てはまる必要があります。

- (1) **平成25年9月1日以前**から引き続いて、芦屋市内に住所（住民登録をしていること。）を有する方。
- (2) 既に、**芦屋市霊園の使用許可を受けていないこと。**
- (3) 使用許可後1年以内に施設の使用設備（墓石、巻石等）を設置できる方。
- (4) 使用料を**平成26年12月26日（金）**までに一括納入できる方。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨をお持ちでない方も申込みできますが、応募者が2名以上の墓地については、芦屋市霊園に埋蔵する遺骨をお持ちの方を優先に抽選をします。詳しくは4ページの「当選者の決定方法(2)」をご覧ください。

申 込 受 付

申込受付期間（郵送に限ります。）

平成26年9月11日（木）～平成26年10月10日（金）

[平成26年10月10日の消印まで有効]



※申込み状況については市ホームページで適宜お知らせしますので、ご覧いただけます。

芦屋市霊園ホームページアドレス <http://www.city.ashiya.lg.jp/kankyou/reien.html>

芦屋市トップページ > 暮らす > 火葬・霊園 > 霊園

『芦屋市霊園』で検索できます。

申 込 方 法

- (1) 案内書についている芦屋市霊園使用申込書、抽選番号通知書、抽選結果通知書に必要事項を記入のうえ押印し、所定欄2箇所[※]に切手（52円切手各1枚）を貼ってください。
- (2) 芦屋市内に住所（住民登録をしていること。）を有する住民票の閲覧について（申込書に記載箇所あり。）拒否の場合は、世帯全員の住民票（続柄と本籍の記載があるもの、外国人住民の方は国籍、続柄及び1年以上住民登録を有する記載があるもの。）を所定の封筒に入れて郵送してください。（窓口での申込は受付いたしません。）
- (3) 『募集墓地区画一覧表』（7～9ページ）及び『募集墓地区画位置図』（11～12ページ）を参照の上、いずれか希望する一つの区画番号を選んで申込みください。
- (4) お墓を主としてお祭りする方（墳墓の祭祀を主宰する方）で、配偶者又は血族一親等（実親、実子、養親、養子）の芦屋市霊園に埋蔵する遺骨があり、次のア、イのいずれかに当てはまる方は、応募者が2名以上の墓地について、抽選の際には優先となりますので、埋火葬許可証（写し）、埋葬・収蔵証明書（写し）のいずれかを所定の封筒に入れ郵送してください。（分骨による申込みは認められません。）
 - ア 現に遺骨を持っている方（埋火葬許可証があること。）
 - イ 他の墓地又は納骨堂に遺骨があつて、その遺骨を改葬する方（改葬許可証がとれる方）
- (5) 申込者と被埋葬者（遺骨）の氏が異なる場合は、墳墓の祭祀者であることを証明するために申込者の戸籍謄本が必要です。

申込み時の注意事項

- (1) 申込みは、1世帯1墓地(区画)とします。
- (2) 1世帯2通以上の申込み又は同一被埋葬者(遺骨)についての重複申込みはできません。
- (3) 申込みされる墓地の区画、申込者と被埋葬者(遺骨)との続柄(実父、長男等)等の記載漏れ、押印漏れ、切手の貼り忘れ等、不備や誤記のないようご注意ください。
- (4) 墓碑の建立は、原則として1墓地(区画)に1基とし、申込者名で建立(刻印)していただきます。
- (5) 申込み受付後、申込んだ区画の変更はできません。
- (6) 申込者の変更は、申込者の死亡のとき以外は認められません。
- (7) 提出していただいた書類等については、返却いたしません。

当選者の決定

▼ 当選者の決定方法

- (1) 応募者が1名の墓地について
その応募者に決定とします。
- (2) 応募者が2名以上の墓地について
抽選とする。

ただし、**芦屋市霊園に埋蔵する遺骨をお持ちの方**(P.3 申込方法(4)の方)を優先とし、それでも重複した場合は、その方のみで抽選とします。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨をお持ちでない方(P.3 申込方法(4)ではない方)は抽選対象から外れる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

▼ 抽選番号の通知

抽選番号通知書は、平成26年10月24日(金)頃発送の予定です。通知書が到着しない場合は、芦屋市市民生活部環境課までお問い合わせください。

▼ 公開抽選

申込墓地ごとに抽選し、当選・補欠・落選者を決定します。抽選会への参加は自由です。

- (1) 日時：平成26年11月13日(木) 午後1時30分から
- (2) 場所：芦屋市役所 消防庁舎 3階 多目的ホール

▼ 抽選結果の通知

抽選の結果については、平成26年11月20日（木）までに郵送でお知らせします。

▼ 補欠当選者

公開抽選時に申込墓地ごとに、補欠当選者とその順位を決めます。

当選者に辞退があれば繰り上げ当選となりますが、当選者が所定の手続を完了した後は、失効となります。

繰り上げ当選となった時は、別途ご連絡します。

当 選 後 の 手 続

▼ 霊園使用許可申請書類の確認

当選された方の霊園使用許可申請書類の確認を**平成26年11月27日（木）・28日（金）**に行います。

当選された方は、必ず次の書類を持参して、指定の日時（都合の悪いときはあらかじめご連絡ください。）に市役所 北館2階 会議室3までお越しください。

- (1) 霊園使用許可申請書
- (2) 霊園使用に関する誓約書（実印押印，印鑑証明書添付）
- (3) 使用者（当選者）の戸籍謄本
- (4) 認印

▼ 使用料等の払い込み方法

霊園使用許可申請書類の確認が終了した後、納付書をお渡ししますので、**平成26年12月26日（金）**までに指定の金融機関で払い込みください。

納付されていることを確認後、平成27年2月1日付けで霊園使用許可書を郵送します。

▼ 維持費のお支払い

霊園の維持管理に必要な年間経費として、区画面積1㎡当たり1,200円で算出した額を毎年4月に納付していただきます。平成26年度分は月割り相当額です。

※区画面積1㎡当たり1,200円は平成26年4月現在の金額です。今後、改正される場合がありますので、ご承知おきください。

☆ 使用許可の取消し ☆

次の項目のいずれかに該当する場合は、芦屋市霊園使用条例第14条により、霊園の使用を**取り消す**場合がありますのでご注意ください。

- (1) 許可を受けた目的以外に霊園を使用したとき。
- (2) 市長の許可なく使用权を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用权を取得したと認めたとき。
- (4) 市長の命じた使用場所の施設の維持管理をなさず、放任のまま5年を経過したとき。
- (5) 許可を受けた後、目的の使用設備をなさず、1年を経過したとき。
- (6) 法令又は条例若しくは条例に基づく規則及び指示に違反したとき。

☆ 使用料の還付 ☆

芦屋市霊園使用条例第10条により既納の使用料は還付しません。ただし、霊園の使用を許可した日から3年以内に使用場所の全部を返還したときは、(使用許可の取消の場合を除く)使用料の7割相当額を還付します。

追 加 募 集

平成27年1月13日(火)から1月23日(金)まで、空墓地がある場合は**補欠当選者**及び**落選者のみ**を対象に、芦屋市役所市民生活部環境課にて**先着順**で追加募集を行います。対象者には抽選結果の通知の後に、空墓地等のご案内をします。

※同申込み日に複数の申込者があった場合は抽選とします。

※抽選日については、後日申込者へ案内します。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨をお持ちの方(P.3 申込方法(4)の方)の優先はありません。

募集墓地区画一覧表

(単位：円)

No.	募集墓地区画		使用料 (永代)	維持管理費 (年間)
	区画番号	面積 (㎡)		
* 1	12-6-028	9.00	10,125,000	10,800
2	14-5-011	4.50	3,375,000	5,400
3	15-5-115	1.44	1,080,000	1,728
4	17-5-130	2.25	1,687,500	2,700
5	18-5-059	4.00	3,000,000	4,800
6	18-5-061	4.00	3,000,000	4,800
7	19-5-062	4.00	3,000,000	4,800
8	20-5-159	3.00	2,250,000	3,600
9	21-1-031	30.00	45,000,000	36,000
10	24-3-089	12.00	18,000,000	14,400
11	24-3-1089	12.00	18,000,000	14,400
12	24-3-153	11.84	13,320,000	14,208
13	25-3-008	15.00	22,500,000	18,000
14	25-3-027	12.00	18,000,000	14,400
15	25-3-059	12.00	18,000,000	14,400
16	25-4-075	6.00	6,750,000	7,200
17	25-4-144	6.00	6,750,000	7,200
18	25-4-176	6.00	6,750,000	7,200
19	26-4-118	6.00	6,750,000	7,200
20	26-5-070	3.90	2,925,000	4,680
21	26-5-120	5.00	3,750,000	6,000

※印の墓地は芝生墓地です。

(単位：円)

No.	募集墓地区画		使用料 (永代)	維持管理費 (年間)
	区画番号	面積 (m ²)		
22	28-5-033	4.00	3,000,000	4,800
23	32-4-133	9.36	10,530,000	11,232
24	33-4-018	6.00	6,750,000	7,200
25	33-4-032	6.00	6,750,000	7,200
26	33-4-086	6.00	6,750,000	7,200
27	34-4-047	6.00	6,750,000	7,200
28	41-2-041	20.00	30,000,000	24,000
29	41-2-050	21.00	31,500,000	25,200
30	42-4-022	6.00	6,750,000	7,200
31	43-3-041	12.00	18,000,000	14,400
32	43-5-107	4.00	3,000,000	4,800
33	53-4-030	6.00	6,750,000	7,200
34	53-4-034	6.00	6,750,000	7,200
35	53-4-064	7.00	7,875,000	8,400
36	54-5-044	4.00	3,000,000	4,800
37	54-5-100	5.00	3,750,000	6,000
38	61-3-044	14.00	21,000,000	16,800
39	61-3-087	12.00	18,000,000	14,400
40	62-2-033	22.00	33,000,000	26,400
41	62-2-051	20.00	30,000,000	24,000
42	63-3-011	13.00	19,500,000	15,600
43	63-4-044	6.00	6,750,000	7,200
44	63-4-071	6.00	6,750,000	7,200

(単位：円)

No.	募集墓地区画		使用料 (永代)	維持管理費 (年間)
	区画番号	面積 (㎡)		
45	63-4-100	6.00	6,750,000	7,200
46	63-4-103	6.00	6,750,000	7,200
47	64-4-176	6.00	6,750,000	7,200
48	64-4-224	6.00	6,750,000	7,200
49	66-5-065	3.00	2,250,000	3,600
50	71-5-001	4.00	3,000,000	4,800

募集墓地区画位置図



～メモ～

～チェックリスト～

- 芦屋市霊園使用申込書，抽選番号通知書，抽選結果通知書の記載漏れはないですか？
- 申込まれる墓地の区画番号にお間違いはないですか？
- 押印漏れはないですか？
- 切手の貼り忘れはないですか？

芦屋市霊園に埋蔵する遺骨をお持ちの方は

- 申込者と被埋葬者（遺骨）との続柄（実父，長男等）の記載漏れはないですか？
- 埋火葬許可証（写し）または埋葬・収蔵証明書（写し）がありますか？
- 申込者と被埋葬者（遺骨）の氏が異なる場合は，申込者の戸籍謄本がありますか？

芦屋市では、**石材業者の指定はしておりません。**

石材業者等の申込みの代行はできませんので、

ご自身で申込みください。

問い合わせ

芦屋市 市民生活部 環境課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

☎ 0797(38)-3105